

## 第 18 回太宰府市自治基本条例審議会

平成 26 年 11 月 12 日（水）午後 7 時～

於太宰府市役所 4 階大会議室

出席者；

欠席者；

次 第

1.開 会

2.会長挨拶

議 事

1、会長・副会長たたき台について

2、その他

閉会

次回 平成 26 年 11 月 27 日（木） 19:00～：市役所 4 階大会議室

平成 26 年 12 月 22 日（月） 19:00～：市役所 4 階大会議室

## ■ 第 15 回審議会の内容を踏まえた修正対照表

頁、条	旧	新
14 頁 第 6 条 市民の責務 第 3 項～5 項	(※第 1 4 回で修正となった内容) <b>【条文】</b> 3 市民は、相互の連携を図り、協力してまちづくりを行うよう努めるものとする。 4 前項の場合において、市民は、学生や若者等の発想を生かすよう努めるものとする。 5 学生や若者等は、市民としての自覚を持ち、節度ある行動をとるよう努めるものとする。 <b>【解説】</b> ・本市には守っていくべき良き伝統がありますが、太宰府市をより魅力あるまちにしていくためには、新たな発想も必要です。そこで、第 3 項および第 4 項では、市民の具体的な行動指針として、相互の連携を図ること、自由で活発な意見をもつ学生等の発想を生かすべきことを規定しました。また、学生や若者等も、市民としての責務とモラルを自覚していただきたいという趣旨の規定も設けました。 <b>【審議会の議論】</b> ・わざわざ学生や若者等の意見をきくという条文を規定するということは、これまでは学生や若者の意見をあまり聞いていなかったという意味合いにもとれるが、例えば、「コミュニティバスまほろば号」のデザイン作成等、子どもたちや若者の意見を取り入れて実現しているものがある。	<b>【解説】</b> ・本市には守っていくべき良き伝統がありますが、太宰府市をより魅力あるまちにしていくためには、新たな発想も必要です。 <u>これまで、様々な機会を通じて、学生や若者の意見を取り入れてきましたが</u> 、第 3 項および第 4 項では、市民の具体的な行動指針として、相互の連携を図ること、自由で活発な意見をもつ学生等の発想を生かすべきことを <u>あらためて</u> 規定しました。また、学生や若者等も、市民としての責務とモラルを自覚していただきたいという趣旨の規定も設けました。

■ 第 15 回審議会の内容を踏まえた修正対照表

頁、条	旧	新
14 頁 第 6 条 市民の責務 第 6 項 (修正前は 第 4 項)	<p><b>【条文】</b></p> <p>4 選挙権を有する住民は、その行使にあたって、候補者の選挙公約並びに選挙前の議会における各議員の行動を十分に勘案するよう努めるものとする。</p> <p><b>【解説】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 4 項は、一人ひとりの有権者が、有権者意識を高めることが、よりよい市政運営につながると考え規定しました。</li> </ul>	<p><b>【条文】</b></p> <p><u>6</u> 選挙権を有する<b>市民</b>は、その行使に努めるものとする。</p> <p><b>【解説】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 6 項は、「<u>市民が、議員活動に対する評価というものについて、もう少し責任を持たなければいけない</u>」というまちづくり市民会議から出された意見をもとに、一人ひとりの有権者が、<u>意識を持って選挙権を行使していく</u>ことが、よりよい市政運営につながると考え規定しました。</li> </ul>
	<p><b>【審議会の議論】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 3 項が第 3～5 項へ数が増えたので、番号を振りなおし、第 4 項を第 6 項にする。</li> </ul> <p>※第 6 項は、「削除すべきではないか」という指摘があり、「そのままの条文で規定する」という意見や「条文を修正する」などの意見も踏まえて議論しました。</p> <p>(削除すべき)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 6 条の中で第 6 項だけが具体的すぎて違和感がある。</li> <li>市民が議員の活動を監視するようなニュアンスにとれるのが気になる。</li> <li>選挙権は有権者の自由が許されるので、ここまで拘束する必要があるのか疑問。</li> </ul> <p>(そのまま(条文が出てきた経緯))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくり市民会議から「市民が、議員活動に対する評価というものについて、もう少し責任を持たなければいけない」という議論から第 6 項が登場してきた。</li> <li>太宰府市の投票率は、近隣自治体の中でもかなり低く、市民が選挙及び市政に対して関心が薄いというのが大きな問題であり、第 6 項を入れることは意味がある。</li> </ul> <p>(修正)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>例えば春日部市のような条文(「第 6 条 市民の役割と責務」第 6 項 選挙権又は住民投票権を持つ市民は、その行使の機会を生かします。)に簡略化し、もう少し監視役だという決めつけ的な話しにならない解説にすれば充分ではないか。</li> <li>選挙公約やマニフェストには、候補者本人の人柄や地域性、価値観があって良いわけですから、ここまで言うのは言い過ぎではないかという気がする。</li> <li>市政の運営では、その時、その場所で解決しなければならない問題もあるだろうし、長期的展望に立って方向性を決めなければならない問題もあると思われるので、必ずしもマニフェストが指標になるというわけではないだろう。</li> <li>投票するものからすれば「余計なお世話だ」と感じる文面であり、「市政もしくは議会活動に高い関心を持つべきだ」くらいの話しでよいだろう。</li> </ul> <p>→春日部市のような条文を残して、解説文に、まちづくり市民会議の方から出てきた経緯、込められた思いの説明を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 6 条は「市民の責務」であり、主語が“市民は～”と続いてきて、ここで“選挙権を有する住民は～”とくると、若干力が抜けるように感じる。</li> </ul> <p>→「選挙権を有する市民は～」と修正する。</p>	

## ■第 15 回審議会の内容を踏まえた修正対照表

頁、条	旧	新
19 頁 第 7 条 子どもの権利等	<p><b>【解説】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本条の規定は、子どもたちが、太宰府市を愛し、地域のまちづくりに積極的に参画するような人材となるよう、市民やコミュニティは、子どもたちの健全育成や安全の確保に努め、市長等は環境の整備や仕組みの構築に努めることを規定しています。</li> </ul>	<p><b>【解説】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>「児童の権利に関する条約」において「すべての児童は、性や出身などでいかなる差別も受けることなく、自分のことについて自由に意見を述べることなどの権利が保障されることが規定されており、大人と対等な一人の人間として尊重されます。子どもは未来を担う大事な存在であり、次世代の太宰府市民といえます。」</u>本条の規定は、子どもたちが、太宰府市を愛し、地域のまちづくりに積極的に参画するような人材となるよう、市民やコミュニティは、子どもたちの健全育成や安全の確保に努め、市長等は環境の整備や仕組みの構築に努めることを規定しています。</li> </ul>
	<p><b>【審議会の議論】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの権利は、まちづくりに参画するという点だけではなく、大人と同様の意見表明の権利があるということが基本であり、もう少し広い権利を規定してはどうか。</li> <li>子どもの権利の規定があるなら、高齢者や障がい者の権利も規定するべきでは。</li> <li>第 7 条の趣旨は「次世代の市民を育成するのだ。そして、次世代の市民として、どう関わってもらえるのか」というところである。</li> </ul>	

## ■ 第 15 回審議会の内容を踏まえた修正対照表

頁、条	旧	新
21 頁 第 8 条 事業者等の 役割と責務	<p>【条文】</p> <p>第 8 条 事業者等は、地域社会の一員として、その社会的な役割を認識し、地域社会との調和を図るとともに、地域課題の解決に向けた取組みに努めるものとする。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業者」は、本条例の「市民」の定義の中に含まれていますので、あえてそれとは別に本条を規定する必要はないのではないか、という意見もあるかもしれませんが、まちづくりの成否によって事業者の協力は決定的に重要ですし、他方で、とりわけ民間事業者の場合、時として、利益追求との関係で協力が得られにくい面があることから、あえて本条文を設けました。</li> </ul>	<p>【条文】</p> <p>第 8 条 事業者等は、地域社会の一員として、その社会的な役割を認識し、<u>地域社会の調和ある発展のために協力するよう努めるものとする。</u></p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業者」は、本条例の「市民」の定義の中に含まれていますので、あえてそれとは別に本条を規定する必要はないのではないか、という意見もあるかもしれませんが、まちづくりの成否によって事業者の協力は決定的に重要ですし、他方で、とりわけ民間事業者の場合、時として、利益追求との関係で協力が得られにくい面がある<u>と思われます。その中でも、地域社会の一員として連携・協力し、太宰府市の調和ある発展を共に目指すという必要性を考え、あえて本条文を設けました。</u></li> </ul>
	<p>【審議会の議論】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域社会との調和を図る」及び「地域課題の解決に向けた取組みに努める」くらいの社会貢献はすべきである。</li> <li>・基本的に事業者は、それぞれの事業主体の思考や利益・損益とのからみで動いていくので、どの程度の協力を得られるのかははかりにくく、規定は難しいのではないか。</li> <li>・地域社会の一員としての協力を願うというニュアンスの方が、相手が受け取りやすいだろう。</li> <li>・地域社会と連携・協力して、太宰府市の発展に寄与してもらうことを願うという程度でよいだろう。</li> </ul>	

## ■ 第 15 回審議会の内容を踏まえた修正対照表

頁、条	旧	新
22 頁 第 10 条 議員の責務	<p>【条文】</p> <p>第 10 条 議員は、この条例を遵守し、住民の負託にこたえるために、市政に関する市民の意思を的確に把握し、市政全般に配慮しながら、公正かつ誠実に職務を遂行する責務を有する。</p> <p>2 議員は、調査研究その他の活動を通じ、議会における審議及び政策の立案活動の充実に努めなければならない。</p> <p>3 議員は、多様な方法で市民の意思を把握し、市政及び議会活動に反映させるとともに、議員活動に関する情報を市民に積極的かつ分かりやすく説明するよう努めるものとする。</p>	<p>【条文】</p> <p>第 10 条 議員は、この条例を遵守し、住民の負託にこたえるために、<u>多様な方法で市民の意思を把握し、</u>市政全般に配慮しながら、公正かつ誠実に職務を遂行する責務を有する。</p> <p>2 議員は、調査研究その他の活動を通じ、議会における審議及び政策の立案活動の充実に努めなければならない。</p> <p>3 議員は、議員活動に関する情報を市民に積極的かつ分かりやすく説明するよう努めるものとする。</p> <p><u>4 議員は、前 3 項に定めるもののほか、この条例に規定する市民としての責務を遵守しなければならない。</u></p>
	<p>【審議会の議論】</p> <p>(重複部分の整理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 項と第 3 項は、「市民の意思を把握し」の部分が重複することから、第 1 項の「市政に関する市民の意思を的確に把握し、」の部分を変えて、「多様な方法で市民の意思を把握し、」と変えて、第 3 項の部分を変えて、「議員は、議員活動に関する情報を市民に積極的かつ分かりやすく説明するよう努めるものとする。」と修正する。</li> </ul> <p>(市民としての責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議員も市民であるから、市民としての視点を持ち、この条例に規定する市民としての責務も考えなければいけないのではないかと議論された。</li> </ul>	

■第 15 回審議会の内容を踏まえた修正対照表

頁、条	旧	新
<p>26 頁 第 11 条 市長の役割 及び責務</p>	<p>【条文】 3 市長は、指導力を最大限に発揮し、市政運営を行わなければならない。職員を指揮監督し、人材育成に努めなければならない。</p>	<p>【条文】 (たたき台の第 3 項を削除し、新しく第 3 項を規定する) <u>3 市長は、前 2 項に定めるもののほか、この条例に規定する市民としての責務を遵守しなければならない。</u></p> <p>【解説】(新規追加) <u>・法律をはじめ、法令、省令、規則を遵守するのは当然であるが、この自治基本条例をきちんと尊重して欲しい、という思いを込めて、あえて「この条例を遵守し」と規定しています。</u></p>
	<p>【審議会の議論】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 3 項は、40 頁第 17 条第 2 項と重複するため、削除する。</li> </ul> <p>(「この条例を遵守する」という規定について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「この条例を遵守し～」とあるが、法律との関係はどうなっているのか。第一印象として、もちろん条例というのは枠内であると分かっているが、法令及び条例ということなのか、条例だけを独立に取り上げられているのか。</li> </ul> <p>→法律をはじめ、法令、省令、規則を遵守するのは当然であるが、この自治基本条例をきちんと尊重して欲しい、という思いを込めて、あえて「この条例を遵守し」と規定しているということを解説で加える。</p> <p>(市民としての責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長も市民であるから、市民としての視点を持ち、この条例に規定する市民としての責務も考えなければいけないのではないか。</li> </ul>	

## ■第 16 回審議会の内容を踏まえた修正対照表

頁、条	旧	新
31 頁 第 13 条 コミュニティ	【条文】 第 1 3 条 市民は、コミュニティがまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にこれに加入し、その活動に関わるよう努めるものとする。	【条文】 第 1 3 条 市民は、コミュニティがまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にこれに <u>参画</u> し、その活動に関わるよう努めるものとする。
	<p>【審議会の議論】</p> <p>(市民意見 No1、コミュニティへの強制的な加入・参加は憲法違反ではないか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入会推奨を条例で規定することができるかどうかは、たぶん判断が分かれ得る。</li> <li>・これまでの審議会の議論では、自治会には加入して、きちんと動いて頂くということは太宰府市として重要なことであった。</li> <li>・「加入し」の後で、「努めるものとする」となっているので、強制していない。</li> <li>・いろいろな人がたくさん加入して、コミュニティを積極的に形成することが望ましい。</li> <li>・地縁型コミュニティでは、自治活動を行っていく上で、住民側と市側の協働が必要になる。また、市としても、市政を実現する上で、コミュニティの協力を得ないと実現できない現実はある。</li> <li>・自治会のいろいろな行事があるときに、「私は自治会に加入していませんので、いっさいタッチしない」という方が非常に多くなっている状況もある</li> <li>・44 行政区の大半が、自治会加入率で非常に悩んでいる。</li> <li>・「加入」だと、「加入しておしまい」というニュアンスにとられるので、「参画」の方がよいのではないか。</li> <li>・「加入」だと、地縁型に限定してしまう話しになっているので、むしろ「参画」の方がよいのではないか。</li> </ul> <p>→強制という誤解を与えないよう解説文を工夫し、条文は残す。</p> <p>→「加入」を「参画」に修正する。</p>	



## ■第 16 回審議会の内容を踏まえた修正対照表

頁、条	旧	新
31 頁 第 13 条 コミュニティ	<p><b>【解説】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティには、地縁型コミュニティ（自治会等）とテーマ型コミュニティ（NPO等）があります。いずれのコミュニティも、地域問題解決にとって不可欠な存在です（例えば、太宰府市において、最も住民に身近なコミュニティである「自治会等」は、防災や防犯、子どもや高齢者の見守り活動、地域の生活環境の維持改善等、公共的な課題を解決していく重要な役割を担っています。）。また、コミュニティに参加することによって、公共的な精神が養われるという面もあります。しかし、近年、自治会等については、その加入率の低下や実質的参加率の低下（＝名目的な参加にとどまり、自治会等活動には参加しない人たちの増加）が指摘されていますし、NPO活動の広がりもまだまだ十分とは言えません。そこで、第1項では、コミュニティに市民が積極的に加入し、また、その活動に参加することを、（強制することは明らかに憲法違反なので）「努力義務」として規定しました。</li> </ul>	<p><b>【解説】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティには、<u>さまざまな形態がありますが</u>、いずれのコミュニティも、地域問題解決にとって不可欠な存在です（例えば、太宰府市において、最も住民に身近なコミュニティである「自治会等」は、防災や防犯、子どもや高齢者の見守り活動、地域の生活環境の維持改善等、公共的な課題を解決していく重要な役割を担っています。）。また、コミュニティに参加することによって、公共的な精神が養われるという面もあります。しかし、近年、自治会等については、その加入率の低下や実質的参加率の低下（＝名目的な参加にとどまり、自治会等活動には参加しない人たちの増加）が指摘されていますし、NPO活動の広がりもまだまだ十分とは言えません。そこで、第1項では、コミュニティに市民が積極的に加入し、また、その活動に参加することの<u>大切さを明らかにするために</u>規定しました。</li> </ul>
	<p><b>【審議会の議論】</b></p> <p>（市民意見 No1、コミュニティへの強制的な加入・参加は憲法違反ではないか）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解説の「努力義務」という表現は変えるべきだろう。この条文は、参加することの大切さを強調した条文であることを解説すべきだろう。</li> </ul> <p>→強制という誤解を与えないよう解説文を工夫する。</p> <p>（市民意見 No3 コミュニティをどこで定義するか）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ある程度条文のシンプル性を重視するなら、今の書き方にする方がよい</li> <li>・解説文に二つの類型をあげているのが、逆に発想をせばめている可能性もある。</li> <li>・それぞれ個性があるということなら、類型を書いてしまうと、逆に混乱する。</li> <li>・コミュニティというものは、画一的なものではなくて、どのようなタイプのものであれ、その個性と特性があるということを前提にした解説が必要ではないか。</li> <li>・定義が遠いので、近くにあった方が分かるのかもしれない。</li> <li>・第3条の中に実質的に込められているので、第3条を見ればよいので、限定しないという点で良いのではないか。</li> </ul> <p>→地縁型コミュニティとテーマ型コミュニティを前面に出さない形で、解説文を書き直す。</p>	

## ■市民意見に対する回答の方向性

頁、条	審議会の議論
31 頁 第 13 条 コミュニティ	<p>(市民意見 No2 後半 第 3 項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主語が「市長等は～」であり、コミュニティの自主性及び自律性を損なわない範囲で支援し、また逆に、支援することによってコントロールされるということを守る意味でこの条項をおいている。</li> <li>・今でも市からさまざまなかたちで助成金が出ているが、指摘されるような事態になっていない。</li> </ul> <p>→回答の方向性：市長にコントロールされるのでは、という懸念があるというご指摘だが、現状でもその状況はあるが、コミュニティを支援していくあしがかりとしてこの条文をおいている。</p>

## ■市民意見に対する回答の方向性

34 頁 第 6 章 市政運営	<p>(市民意見 No1 第 6 章の節構成の変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意見 No1 の指摘のとおり、協働については、第 3 条の協働の定義と第 24 条の記述にはずれがある。第 3 条の協働は幅広く協働をとらえているが、第 24 条は行政側が協働を行う際の留意点やこころ構えを書いている。</li> </ul> <p>→いったん今の構成で保留し、第 24 条の協働で整理する。</p> <p>→第 26 条は、第 6 章からはずす。</p>
-----------------------	--

■第 17 回審議会の内容を踏まえた修正対照表

頁、条	旧	新
<p>34 頁 第 14 条 総合計画等</p>	<p>【条文】 第 1 4 条 市長等は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、市の目指すべき将来像を定める総合計画を市民参画の機会を設け策定し、議会の議決を受けなければならない。 2 市長等は、各行政分野における基本的な計画（以下、「基本的な計画」という。）を策定するときは、総合計画との整合性に配慮するものとし、関連する他の計画との調整を図らなければならない。 3 市長等は、総合計画および基本的な計画（以下、「総合計画等」という。）の目標及び期間を明示するとともに、計画に係る進行の状況を適切に管理し、市民に分かりやすく公表するものとする。 4 市長等は、総合計画等が社会経済情勢の変化に対応したものとなるよう、市民参画の機会を設け定期的に検討を加えるとともに、必要に応じて見直すものとする。</p>	<p>【条文】 1 <b>市長は</b>、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、市の目指すべき将来像を定める<b>総合計画のうち基本構想及び基本計画を策定する場合には、立案段階から</b>市民参画の機会を<b>設け</b>、議会の議決を受けなければならない。 2 <b>市長は</b>、各行政分野の基本的な計画（以下、「<b>行政分野別基本計画</b>」という。）を策定するときは、総合計画との整合性に配慮するものとし、関連する他の計画との調整を図らなければならない。 3 市長等は、総合計画および<b>行政分野別基本計画</b>の目標及び期間を明示するとともに、計画に係る進行の状況を適切に管理し、市民に分かりやすく公表するものとする。 4 市長等は、<b>前項に掲げる各計画が</b>社会経済情勢の変化に対応したものとなるよう、市民参画の機会を設け定期的に検討を加えるとともに、必要に応じて見直すものとする。</p>
	<p>【審議会の議論】 (市民意見 No2 いつ参画の機会があるのか) ・市民意見 No2 は、「企画、立案の段階から市民参画を設けることを記載する」という主旨である。 ・市政は、ある程度の弾力性を持たせることも大事。その時代に合わせて展開していくことも必要である。 ・議会は「議決権の拡大」を決定し、議決事項は「基本計画のみの議決権の拡大」ということで条例の作成に入っていて、12 月議会にかける予定である。 ・第 22 条第 1 項に「立案段階から～」と書いているので、読み込むこともできる。 ・市民参画は程度の問題があり、「企画立案段階から機会を設けて策定し～」と記載しても、市民が最初から文章を提示することはできない。いろんな場面で意見を出して、とりまとめた案をもとにさまざまな意見交換をやって、審議会に図っていくのが一般的であろう。 →「企画」と入るからゼロから作っていくというイメージを与える文言なので、「立案段階から」という言葉で入れ替える。 (市民意見 No4、「総合計画の定義と、議決事項の範囲」) ・「総合計画」が、基本構想、基本計画、実施計画の三つから構成されてきたのは、慣例に過ぎず、この 3 つにこだわらなくてもよいのではないか。 ・第 1 項「政策立案の段階から市民参画の機会を設け～」という規定があり、実施計画まで盛り込むと、市民側に過大な要求となる。 ・実施計画まで含めるとなると、法律をはじめ、行政運営、財政運営等に精通していることが求められる。 ・総合計画が、基本構想、基本計画、実施計画の 3 本立てになってしまっていて、「実施計画までも議会の議決を受けなければならない」と、ここで定めると、今、議会で</p>	

議論が進められている「議決権の拡大（基本構想、基本計画までを議会の議決事項とする）」をさらに拡大する必要が出てくる。

- ・現状は、実施計画そのものを議決権にはしなくて、それぞれの個別案件の予算について、議会の承認事項に入るだけであり、議案として出てくるわけではない。
- ・基本構想、基本計画というのは、比較的、長期の観点であり、いわゆるビジョンである。そこは議会で当然議論すべきである。予算についても「認めるかどうか」という段階なので、これも議会で議論すべきである。
- ・実施計画は、2～3年のスパンで、今後どのようなものが必要になってくるのかというものを考えていくものであり、行政が柔軟に対応を考えるようにできた方がよい。実施計画まで、議会が全て判断してしまうと、逆に、行政の柔軟な対応が難しくなってしまうのではないかと。
- ・実施計画まで議決案件にすると、期間が3年なので、市長が変わった場合、例えば、実施計画の一部を、新市長が「変更したい」と思っても、既にそれが議決を経ている事項だと、新市長が自由に裁量できない。あまり細かく議決してしまうと、逆に執行部の身動きがとりづらくなってしまふ。
- ・議会の中でもさまざま議論があったが、「とりあえず初めは、基本構想、基本計画までにしておこう」という状況になった。
- ・今の議会の中でも、今回の議会基本条例を変える時、「いっぺんに全部」とは、いかず、今回はそこにとどめた。また、そこが必要になった時には、議会基本条例を変えるということもあり得るだろうと思われる。
- ・議会基本条例も、自治基本条例も、最初から完成形ではなくて、「作り上げていく」ということ、「育てる」ということを意識して作られている。
- ・この手の条例は、現状から、かけ離れたものを設定してもあまり意味がないわけで、現状を徐々に変えていく際の指針になるようなものであれば良いのではないかとと思われる。
- ・無用な混乱を避けるためにも、やはり、実務的に現状を考えれば、先行する議会基本条例に対して齟齬が生じるものをあえて設定するよりは、議会基本条例に合わせて設定しておいて、今後、その議会と行政の関係が変わってくれば、いずれも改正すれば良い話しであろう。
- ・第1項としては実施計画をはずし、第2項の、実施計画を含みこんだ個別行政分野別計画との整合性を図っていくものとする。

(市民意見 No4、「策定」の意味合い及び表記について)

- ・「策定し～」と表記しているが、議会の議決を経た場合に「策定」と言えるのではないかと。
- ・基本的には、市長が提案し、議会が議決して、はじめて策定するというものであるが、市長が主導権を持って原案を策定するという趣旨なら、このままでよいだろう。  
→「市長等」の「等」を削除する。

(「基本計画」の表記について)

- ・総合計画で言う「基本計画」と、第2項で規定する「各行政分野の基本計画」は、別なのか。やや混乱を生じるように思われる。
- ・第2項の「各行政分野の基本計画」は、例えば男女共同参画推進基本計画や環境基本計画等が、総合計画と整合を持たなければいけない、という趣旨で規定している。  
→第2項「各行政分野の基本計画（以下、「行政分野別計画」という）」とする。  
→第3項「～総合計画及び行政分野別計画（以下、「総合計画等」という）は～」とする。

## ■第 17 回審議会の内容を踏まえた修正対照表

頁、条	旧	新
34 頁 第 14 条 総合計画等	【解説】 —	【解説】 追加 ・第 1 項で言う「市民参画がどうあるべきか」は、「第 22 条 市民参画」を根拠にしながら、より良い方法を模索していく必要があります。
	<p>【審議会の議論】 (手続きについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手続きの問題をどうするかは、まだ議論されていない。</li> <li>・みんながどういう手続きなら納得できるかという合意はできていない。</li> <li>・手続きに関しては別途、決めるべき。なお、一律的に決めておけばよい分野と、細かく決めないと困る分野があるだろう。</li> <li>・第 5 項「市民参画の手続きを整備しなければならない。」を追加してはどうか。</li> <li>・第 22 条の市民参画の方に「手続きの改善」を入れた方が、全般的な広がりを持つ。一方で、「総合計画は大事だから手続きの改善を常に意識する」という意味では、総合計画にターゲットをのぼる方法もあるだろう。</li> <li>・総合計画という、もともと漠然としたものを決めるので、そこまでこと細かに決める必要はないであろうから、この第 4 項で十分である。</li> <li>・市民参加の機会は、いろいろなケースが想定されるので、総合計画の条項で規定を入れるにしても、十分にカバーできないのではないかと。この第 4 項で十分である。</li> <li>・手続きについての根拠規定は、第 22 条と考えることができる。</li> </ul> <p>→第 5 項は追加せずに、解説に、「第 1 項で言う「市民参画がどうあるべきか」は、第 22 条を根拠にしながら、より良い方法を模索していく必要があります」と追記する。</p>	

## ■市民意見に対する回答の方向性

頁、条	審議会の議論
34 頁 第 14 条 総合計画	<p>(市民意見 No1、解説の①から⑤を条文に追加すべきだという提案について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解説の①から⑤の内容は、ほぼ条文の中に表現されており、また、条文自体を細かくする必要はない。</li> </ul> <p>(市民意見 No2 企画立案の段階から市民参画の機会を設けるよう規定すべき)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 22 条第 1 項に「立案段階から～」と書いているので、読み込むこともできる。</li> <li>・市民参画は程度の問題があり、「企画立案段階から機会を設けて策定し～」と記載しても、市民が最初から文章を提示することはできない。いろんな場面で意見を出して、とりまとめた案をもとにさまざまな意見交換をやって、審議会に図っていくのが一般的であろう。</li> </ul> <p>→「企画」と入るからゼロから作っていくというイメージを与える文言なので、「立案段階から」という言葉で入れ替える。</p> <p>(市民意見 No3、長期的、広域的の趣旨について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「長期的」は、そもそも総合計画は長期的なものである。</li> <li>・「広域的」の主旨が、他自体との連携であるなら、第 27 条_他の地方公共団体及び国等との関係において規定している。市内全体を見ていくという主旨なら、「総合的」という言葉に含まれる。</li> </ul> <p>(市民意見 No4 一つ目 「策定」の意味合い及び表記について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には、市長が提案し、議会が議決して、はじめて策定するというものであるが、市長が主導権を持って原案を策定するという趣旨なら、このままでよいだろう。</li> </ul> <p>(市民意見 No4 二つ目前半 本条例における総合計画の定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 項の「各行政分野の基本計画」は、例えば男女共同参画推進基本計画や環境基本計画等が、総合計画と整合を持たなければいけない、という趣旨で規定している。</li> </ul> <p>→第 1 項としては実施計画をはずし、第 2 項の、実施計画を含みこんだ個別行政分野別計画との整合性を図っていくものとする。</p> <p>(市民意見 No4 二つ目後半 実施計画まで議会の議決事項に含めるか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 項「政策立案の段階から市民参画の機会を設け～」という規定があり、実施計画まで盛り込むと、市民側に過大な要求となる。</li> <li>・総合計画が、基本構想、基本計画、実施計画の 3 本立てになってしまっていて、「実施計画までも議会の議決を受けなければならない」と、ここで定めると、今、議会で議論が進められている「議決権の拡大（基本構想、基本計画までを議会の議決事項とする）」をさらに拡大する必要が出てくる。</li> <li>・議会基本条例も、自治基本条例も、最初から完成形ではなくて、「作り上げていく」ということ、「育てる」ということを意識して作られている。</li> <li>・この手の条例は、現状から、かけ離れたものを設定してもあまり意味がないわけで、現状を徐々に変えていく際の指針になるようなものであれば良いのではないかと。</li> </ul> <p>→まず始めは、「基本構想、基本計画まで」を議会の議決事項とする。</p>

## ■ 第 17 回審議会の内容を踏まえた修正対照表

頁、条	旧	新
36 頁 第 15 条 政策法務	<p>【条文】</p> <p>第 15 条 市長等は、地域課題に対応した自主的な政策等を実行するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、及び運用するとともに、主体的かつ積極的に条例等を立案するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、前項に規定された市長等の取り組みについて、必要な意見を述べることができる。</p>	<p>【条文】</p> <p>第 15 条 <b>議会及び</b>市長等は、地域課題に対応した自主的な政策等を実行するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、及び運用するとともに、主体的かつ積極的に条例等を立案するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、<b>自らも政策法務の主体であることを認識し、</b>前項に規定された<b>議会及び</b>市長等の取り組みについて、必要な意見を述べることができる。</p>
	<p>【審議会の議論】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意見において「議会を主語として入れてはどうか」という提案がある。議会の政策法務というのは、全国的にも珍しいと思われるが、重要な項目なので追加する。</li> <li>・主体が、議会や市長等だけではなくて、住民にも政策法務の主体たる位置付けが与えられるという趣旨が含まれているのだとすれば、むしろそちらを前面に出すような文にした方が、趣旨が分かりやすいのではないか。</li> <li>・本来、法律、政令等はそんなにカチッと決めておらず、地域の中で解釈の余地があるにもかかわらず、それを考えずに進んでしまうところが多いが、「違う解釈もあり得るのではないか」ということを提起したものである。</li> <li>・第 2 項の書き方は「文句を言う」という感じになっているので、「市民が政策法務について考える、提言する主体である」という文言に変える。</li> </ul> <p>→第 1 項の主語は「議会及び市長等」と修正する。</p> <p>→第 2 項は、「市民も政策法務の主体である」という文言に修正する。</p>	

## ■市民意見に対する回答の方向性

頁、条	審議会の議論
36 頁 第 15 条 政策法務	(市民意見 No1 前半 議会の政策法務の追加) →第 1 項の主語は「議会及び市長等」と修正する。



■第 17 回審議会の内容を踏まえた修正対照表

頁、条	旧	新
<p>37 頁 第 16 条 財政運営</p>	<p>【条文】 第 16 条 市長等は、中長期的な展望に立って、財政の健全性の確保に努めるものとする。 2 市長等は、創意工夫による経費節減および収入増に積極的に取り組むとともに、経費節減が行政サービスの低下や市政運営の停滞等を招かないよう、常に検討を行わなければならない。 3 市長等は、予算、決算その他財政に関する事項について、市民に分かりやすく公表するものとする。</p>	<p>【条文】 第 16 条 <u>議会及び</u>市長等は、中長期的な展望に立って、財政の健全性の確保に努めるものとする。 2 <u>議会及び</u>市長等は、創意工夫による経費節減および収入増に積極的に取り組むとともに、経費節減が行政サービスの低下や市政運営の停滞等を招かないよう、常に検討を行わなければならない。 3 <u>議会及び</u>市長等は、<u>予算編成過程の透明性に留意するとともに、</u>予算、決算、その他財政に関する事項（市の財政事情を含む）について、<u>市民が具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。</u> 4（追加）<u>市長、教育委員会及び公営企業管理者は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、市長はその状況について分かりやすく公表するよう努めるものとする。</u></p>
	<p>【審議会の議論】 (市民意見 No1 「予算の策定プロセスの公開」の規定) ・ 予算の策定プロセスを公開するのは、かなりハードであろう。 ・ 予算の決め方が駄目な場合に、その都度頓挫して、現実的に動かないのでは。 ・ 予算の策定及び決定のプロセスでは、膨大な資料が作成されるため、プロセスを公開するなら事務作業が煩雑になり、混乱をきたすことが懸念される。 ・ 第 3 項により、「できあがったものについて市民に分かりやすく説明する」という説明責任を規定している。 ・ 今段階で、自治基本条例に規定するのは、拙速な気がする。例えば、我孫子市がプロセスの公開に取り組まれているが、何年も時間をかけて準備されている。 ・ 市民意見 No1 で、「～策定プロセスを～公表し～」という言い切りの規定になっているが、これでは明らかに対応が難しいし、過剰な縛りになると思われる。 ・ ここで盛り込むべき趣旨は、「編成過程の透明性に留意する」という方向付けを行うことで十分ではないか。 →ニセコ町の第 41 条第 1 項及び第 2 項を参考にして、条文を作り直す。その上で、現第 3 項は、ニセコ町をベースに融合させていく。</p> <p>(市民意見 No2 市が所管する財産についての説明責任) ・ 市が所管する財産（塩漬けになっている土地や、学校の統廃合による空き教室等）について、きちんと説明するという趣旨であり、追加してよいと思われる。 →市民意見 No2 の提案「第 4 項」は、このままプラスアルファで追加する。</p> <p>(市政についての説明責任)</p>	

	<p>・市民に分かりやすく公表できるかどうかは、議会の仕事である。 →いずれの項の主語を「議会及び市長等は」にする。</p>
--	--

## ■市民意見に対する回答の方向性

頁、条	審議会の議論
37 頁 第 16 条 財政運営	<p>(市民意見 No1 「予算の策定プロセスの公開」の規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算の策定プロセスを公開するのは、かなりハードであろう。例えば、鳥取県などいくつかの自治体で予算化の策定プロセスまで公表している試みがされているが、広がらない。</li> <li>・ 今段階で、自治基本条例に規定するのは、拙速な気がする。例えば、我孫子市がプロセスの公開に取り組まれているが、何年も時間をかけて準備されている。</li> <li>・ 市民意見 No1 で、「～策定プロセスを～公表し～」と「公表する」という言い切りの規定になっているが、これでは明らかに対応が難しいし、過剰な縛りになると思われる。</li> <li>・ ここで盛り込むべき趣旨は、「編成過程の透明性に留意する」という方向付けを行うことで十分ではないか。</li> </ul> <p>→ニセコ町の第 41 条第 1 項及び第 2 項を参考にして、条文を作り直す。その上で、現第 3 項は、ニセコ町をベースに融合させていく。</p> <p>(市民意見 No2 前半 市長による市民意見への回答の規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価については、他のところで規定しているので、重ねる必要はない項目であろう。</li> <li>・ 提案の趣旨は、現条文と矛盾しないであろう。</li> </ul> <p>→変更なし</p> <p>(市民意見 No2 後半 市が所管する財産についての説明責任)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市が所管する財産（塩漬けになっている土地や、学校の統廃合による空き教室等）について、きちんと説明するという趣旨であり、追加してよいと思われる。</li> </ul> <p>→市民意見 No2 の提案「第 4 項」は、このままプラスアルファで追加する。</p> <p>(市民意見 No3 財政運営を規定する趣旨等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民意見 No3 で言われるように「何もできなくなる」という趣旨の条文にはなっていないので、そのまま良いと思われる。</li> <li>・ 意見の趣旨は、現条文と矛盾しないであろう。</li> <li>・ 解説の「例えば～」はやや踏み込みすぎの表現である。人員削減や賃金体系の見直しは、状況によっては必要であるから、あまり踏み込まない方がよいだろう。</li> </ul> <p>→「例えば～」という解説は、削除する。</p>